

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 16 日現在

機関番号：44511  
 研究種目：若手研究B  
 研究期間：2010～2012  
 課題番号：22730466  
 研究課題名（和文）市町村における「家族維持を目的とした児童虐待在宅支援実践マニュアル」の開発的研究  
 研究課題名（英文）Modified Design and Development of Family Preservation Practice Manual for Municipal Case Management with Child Abuse/ Neglect Cases.  
 研究代表者  
 畠山 由佳子（HATAKEYAMA YUKAKO）  
 神戸女子短期大学・幼児教育学科・准教授  
 研究者番号：60442331

### 研究成果の概要（和文）：

本研究は市町村で行う家族維持を目的とした在宅支援のために必要な援助手続きを明らかにし、実践マニュアルを開発することを目的としている。そのために(1) 熟練実践者に対するエキスパートインタビュー調査、(2) 米国における家族の自主的参加を枠組みとした先駆的实践に対する現地調査、(3) 2007年度に実施した質問紙調査において家族維持に対する援助の実施度の高い市町村を対象とした質問紙調査を行い、基盤研究で作成した11のフェーズの実践モデルのそれぞれのフェーズにおける意思決定や援助手続きの現状把握を行った。以上の方法により、得た結果を用いて実践マニュアルを開発中である。

### 研究成果の概要（英文）：

The intent of this three-year study is to develop a practical manual for family preservation involving alleged cases of child abuse and neglect. The research project consists of three units, that aim to reveal this method's most effective clinical elements for family preservation; expert interviews with experienced social workers from municipal offices, field work research of the one of the most recent practices in child welfare with voluntary family involvement that has been implemented in the United States, and quantitative research based upon survey data in 2007 from municipal offices that provided higher volume of family preservation services. The practical manual contains eleven detailed steps with flowcharts based upon the results.

### 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：児童福祉、家族維持、児童虐待、実践マニュアル、開発的研究

#### 1. 研究開始当初の背景

2004年には児童相談体制の主体が市町村に全面的に移り、児童虐待在宅ケースに対する

援助の主体は市町村および要保護児童対策地域協議会にシフトされた。しかしながら、現在、市町村で児童虐待ケースに対して行わ

れている在宅支援は、子どもに対するリスクを「見守る」ことに終始してしまっている場合が多く、家庭内に安全を守る環境を作り上げつつ、家族に対して包括的な援助を展開していくような「家族維持」を目的とした援助の流れはできていない。入所施設がパンク状態にある中で、措置以外の児童虐待に対する効果的な介入方法の開発は急務である。

本研究のテーマである「家族維持」(Family Preservation)は、元来、1980年のアメリカ合衆国連邦法「養子縁組支援と児童福祉法」のなかで示された児童福祉施策3原則の中の1つであり、親子分離をなるべく避け、家族を維持することを目的とした実践プログラムである。

本研究は、平成19・20年度日本学術振興会科学研究費補助金助成研究(若手スタートアップ)「児童虐待在宅ケースに対する日本版家族維持実践モデルの開発的研究」を基盤研究とし、その結果より(1)包括的な家族支援の担い手としての市町村、(2)市町村援助者の技能不足による家族維持実施の不足、(3)家族維持を目的とした援助システムの不足、が明らかになった。そのため、前回の科学研究費補助金助成研究の継続的な研究として、家族維持実践モデルの開発的研究で得た知見とデータを生かし、対象を市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関に限定し、あくまでも家族維持を目的とした在宅支援のためのケースマネジメントを中心とした実践マニュアルの開発が必要であると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は本研究の目的は、市町村(要保護児童対策地域協議会での調整機関)を使い手とした家族維持を目的とした児童虐待在宅支援実践マニュアルを構築することである。本研究は、「児童虐待在宅ケースに対する日本版家族維持実践モデルの開発的研究」の継続的研究であり、実践モデルから得た知見とデータをもとに更に具体化した実践マニュアルを作成することで、現場の実践を通して検証を繰り返すことを可能とするものである。

## 3. 研究の方法

本研究においては主に次の3つの具体的方法を用いて、研究を実施した；(1)熟練市町村実践者に対するエキスパートインタビュー調査、(2)米国における家族の自主的参加を枠組みとした先駆的实践に対する現地調査、(3)2007年度に実施した質問紙調査において家族維持に対する援助を多く実施した市町村を対象とした質問紙調査。

## 4. 研究成果

(1) 熟練市町村実践者に対するエキスパー

## トインタビュー調査

市町村にて児童虐待ケース対応の経験が豊富な実践者8名に対してエキスパートインタビュー調査を行った。前回の科研により開発した実践モデルの11のフェーズにおける意思決定プロセスを①得た情報、②判断、③行動・結果(短期/中期・長期)にカテゴリー化して整理した後、I F-T H E Nルールの基でのフローチャート化を試みた。

(2) 米国における家族の自主的参加を枠組みとした先駆的实践に対する現地調査、

日本より虐待対応システムが30年ほど早く発達したアメリカ合衆国において、2000年ごろよりの課題である「強制的介入における限界」を打破するための方策として開発されたDifferential Response(DR:区分対応システム)の現地調査を2010年・2011年・2012年に行い、家族が支援に自主的に参加するためのシステムおよびその方法論についての詳細を明らかにすることを試みた。

2010年度・2011年度には立ち上げ準備・初年度実施の状況についてイリノイ州にて局長・プログラムディレクター、すべての役割の支援者に対するインタビュー調査、家庭訪問への同行を行った。

2012年度にはイリノイ州とともにDRのパイロットスタディを開始したコロラド州および1999年に独自にDRを開発しその実践に最も長い歴史を持つミネソタ州オルムステッド郡にてインタビュー調査を中心とした現地調査を行い、家族が自主的に参加し、家族を効果的に支援に繋げる枠組みと具体的な援助手続きについての知見を得た。

(3) 2007年度に実施した質問紙調査において家族維持に対する援助を多く実施した市町村を対象とした質問紙調査

### ①目的

家族維持を目的とした在宅支援を比較的良好にやっているとされる市区町村がそれぞれの援助場面においてどのような意思決定要因を行っているかについてその構造を明らかにし、マニュアル作成の参考とする。

### ②調査対象

調査対象となった市町村の選別については、2007年調査の実施度において、家族維持に対する在宅支援実施度61項目(1-5のスケールで評価)の合計点が第1四分位以上である248県より岩手県・宮城県・福島県の3県を除いた230市区町村に調査を依頼した。なお2012年12月時点で合併等により、他市と合併し新しい市となったもの、また政令指定市となった対象については、合併市や行政区に対して調査を依頼している。

回答者は、「市区町村において児童虐待在宅ケースに関する支援に対する意思決定に

もっともかかわっておられる方（児童虐待ケースに対する在宅支援について全体的にとく把握しておられる方）」を対象として指定した。

### ③調査方法

調査方法として質問紙による郵送法を用いた。調査時期は2013年1月である。

### ④結果

分析に用いた有効回答数は116、有効回収率50.4%であった。分析には、Microsoft Excel 2010 および IBM SPSS Statistics 19.0 を使用した。結果については以下に概要を記す。

#### ・回答者市町村の属性

項目	カテゴリー	%	度数
市区町村の分類	市	72.4	84
	町	15.5	18
	村	2.6	3
	政令指定都市行政区 東京23区	7.8	9
	合計	100	116
市区町村の人口規模	1万人未満	2.6	3
	1万人～2万人未満	7	8
	2万人から3万人未満	7.9	9
	3万人～5万人未満	23.7	27
	5万人～10万人未満	22.8	26
	10万人～20万人未満	18.4	21
	20万人～30万人未満	10.5	12
	30万人～50万人未満	4.4	5
50万人以上	2.6	3	
合計	100	114	
新規ケース数	なし	2.9	3
	10ケース未満	29.4	30
	10ケース以上30ケース未満	30.4	31
	30ケース以上50ケース未満	12.7	13
	50ケース以上100ケース未満	11.8	12
	100ケース以上	12.7	13
	合計	100	102
	平均	39.1	
SD	52.2		
継続ケース数	なし	0.0	0
	10ケース未満	15.7	16
	10ケース以上30ケース未満	30.4	31
	30ケース以上50ケース未満	15.7	16
	50ケース以上100ケース未満	18.6	19
	100ケース以上	19.6	20
	合計	100	102
平均	66.1		
SD	84.1		
虐待対応担当部署	家庭児童相談室	35.3	41
	市町村児童福祉管轄課・部	56.9	66
	その他	7.8	9
	合計	100	116
管轄児相が市区町村内にあるか	ある	26.3	30
	ない	73.7	84
	合計	100	114

#### ・意思決定について

通告受理後の現場確認を児相が行うか、市町村が行うかの意思決定では「通告受理者が児相か、市町村か」（42.6%）が「5. 大変影響している」であり、4, 5のスケールの割合を足しても、2番目の「虐待の種別」「家族の通告歴・相談歴」を超える結果となった。

直接子どもに担当課が会いに行くかについては、「家族の通告歴・相談歴」が最も影響を与えており、次に「子どもが学校・幼稚園・保育所に通っている」、「通告情報の明確さ」が続いた。

ニーズアセスメントの判断については、最も影響力が高かったのは、「市町村担当課での検討結果」であり（回答者の94.8%が、4, 5を選択）、「家族からの直接の意見」を大幅に上回っていた。

要保護児童対策地域協議会での役割分担については、「家族と関係が築けている」や

「家族とすでに接触があること」が大きく影響を与えていた。

#### ・リスクアセスメント・ニーズアセスメント・援助計画について

リスクアセスメントについては書式もあり通告受理時に行っている回答者が8割ほどいるのに対して、ニーズアセスメントについては書式がある市町村の1割強であり、行っていない市町村が約9割という結果であった。最も多く行う時期は通告受理時であり、担当課が行うことが多い。援助計画については、書式がある市町村は2割強とニーズアセスメントよりも若干多いが、作成に関しては関係機関を含めた協議が最も多く、家族を含めた協議を行っている市町村は全体の2.5%しかなかった。

#### ・家族に対する具体的な生活援助

経済的支援以外は、衣食住、金銭管理、送迎サービス、清潔などの生活に即した援助については実施度が低かった。

#### ・家庭訪問について

家庭訪問で実施している項目については、「子どもの安否確認」が最も多く、家族への継続的接触やコミュニケーション、家族内のアセスメント等、情報収集やアセスメントに関わる項目が多く、「生活技術に対する支援」や家族会議の開催については少なかった。

#### ・子どもに対する支援について

子どもに対する支援について最も多かったのは、「子どもの自身の話を聴く」であった。次に親との関係調整や子どもの健全育成に対する支援が続く。子どもに対しても具体的な生活支援（衣類や学用品、学習支援、食事）に対しては実施度が低かった。

#### ・家族自身のリスクマネジメント、安全を守る環境づくりについて

重要度についてはどの項目も大差なく大変重要に感じている（どれも4.7以上）。家族自身のリスクマネジメントについて最も行われた支援は「子どもに所属機関がある」に対してであった。最も実施度が低いのは「子ども自身がSOSを出す」に対してであった。

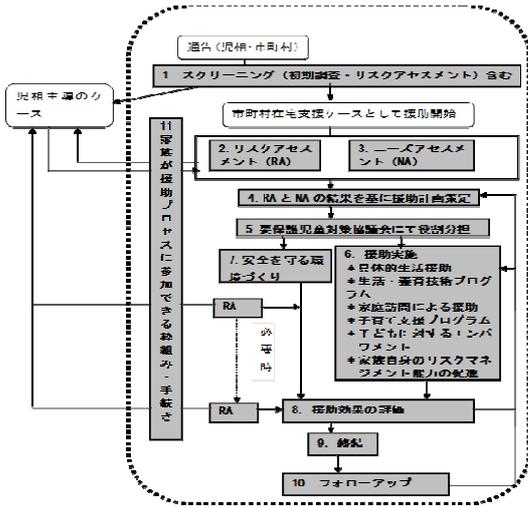
#### ・家族の支援プロセスへの参加について

家族の支援プロセスの参加については、全体的に平均が3.42未満と低く、中でも最も実施されていたのは「支援の必要性について理解し、提供されることに同意する」であった。複数の関係者との話し合いへの出席や家族自身が援助に対する評価をすることについては、まだまだできていないことが明らか

となった。

家族の支援プロセスへの参加に対しての障害要因は「家族が支援を受け入れることに抵抗している」、「家族が完全に支援をシャットアウトする可能性がある」が他の項目に比べて平均 4.5 以上と高く、家族を支援に結び付けるために、家族を支援プロセスに参加させることに躊躇しているという現場実践での矛盾が浮き彫りにされた結果となった。

#### (4) 実践マニュアルの作成



以上の結果を基に上図の 11 のフェーズの各援助場面における詳細な援助手続きを明らかにすることにより、家族維持を目的とした在宅支援のための実践マニュアルを作成する。各場面においては、エキスパートインタビュー調査で抽出した意思決定ルールを参考に、質問紙調査の結果による現状を反映させ、希望する市町村に頒布予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 5 件)

- ① 嶋山由佳子、市町村における児童虐待在宅ケースへの「家族維持」実践に対する一考察—自由記述回答に対するテキストマイニングによる分析—、日本社会福祉学会第 60 回秋季大会(特定課題セッション)、2012 年 10 月 20 日、関西学院大学。
- ② Yukako HATAKEYAMA, Efforts to keep families together in Japan: The implication of the data from two nationwide surveys on family preservation services in the Japanese child welfare system, XIX ISPCAN

International Congress on Child Abuse and Neglect, 2012 年 9 月 11 日、Harbiye Cultural Center & Museum, Istanbul, Turkey.

- ③ 嶋山由佳子、児童虐待ケースに対する家族支援のあり方について：市町村実践者へのインタビュー調査とアメリカ合衆国での在宅支援現地調査を比較して、第 13 回子ども家庭福祉学会全国大会、2012 年 6 月 3 日、大阪府立大学。
- ④ 嶋山由佳子、イリノイ州での区別対応システム(Differential Response)実践における当事者参加の取り組み、日本子どもの虐待防止学会第 17 回学術集いばらき大会、2011 年 12 月 3 日、つくば国際会議場。
- ⑤ 嶋山由佳子、児童虐待在宅ケースに対する日本版家族維持実践モデルの開発的研究、日本子どもの虐待防止学会第 16 回学術集いばらき大会、2010 年 11 月 28 日、くまもと県立劇場 [図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]

ホームページ等  
なし

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

嶋山 由佳子 (HATAKEYAMA YUKAKO)  
神戸女子短期大学・幼児教育学科・准教授  
研究者番号：60442331

(2) 研究分担者

なし

研究者番号：

(3)連携研究者  
なし

研究者番号：